

一般社団法人香川県建築士事務所協会
会 長 鉄 川 裕 崇

本会賛助会員入会のおすすめ

貴社には、益々ご清栄のこと慶賀の至りに存じます。

一般社団法人香川県建築士事務所協会は、昭和45年4月創立以来建築設計工事監理を業務とする建築士事務所の開設者又は、管理技術者を正会員とする協会として、今まで確固たる基盤を築いてまいりました。今後も、豊富な経験と優れた技術で安全な施設並びに住み良い地域づくりを提案し、国民の利益と安全を図り建築技術集団の公益法人としての責務を全うしてまいりたいと考えております。

この度は、建築基準法・建築士法の改正により建築士事務所の開設者・管理技術者に対する義務と業務責任が課せられ、さらに建築基準の性能規定化・住宅品質確保促進法など社会環境の変化を認識し適格な業務の推進を図っていくためには、建築物の中核とも言われる設備関係の施工者を初め製品開発に取り組んでおられる各種材料メーカーの方々と常に情報の交換をしながら、新しい時代に相応しい施設の創設と優れた建築物を創り地域住民が安心して使用できる施設の提案こそが技術者の使命と思っております。

国土交通省、並びに本会の上部団体であります(一社)日本建築士事務所協会連合会の指導のもと、個々では解決できない業務上の問題、個々では知り得ない情報も団体によって先取りし、解決できる事は賛助会員の皆様の利益であり、また国民の利益に繋がるものと思えます。

貴社におかれましても、建築業界の状況と、今後の時代の推移をご考察いただきまして、この際是非とも本会にご入会されますよう、お勧めする次第であります。

追伸 ・建築セミナー及び工場見学会・技術講習会等を通じたの情報交換会を開催する。
・入会方法については、事務局にご連絡ください。

一般社団法人香川県建築士事務所協会 事務局
高松市天神前5番18号 ルモンド田中ビル3F

TEL 087-812-3201 FAX 087-812-3202

本会の概要

- 名 称 一般社団法人香川県建築士事務所協会
- 所 在 地 高松市天神前5番18号 ルモンド田中ビル3F
TEL 087-812-3201 FAX 087-812-3202
- 設 立 昭和45年4月4日 設 立
昭和46年2月22日 社団法人認可
昭和49年7月25日 (社)日本建築士事務所協会連合会へ加入
平成24年4月1日 一般社団法人へ移行認可
- 目 的 本会は、法定団体として、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 会 員 正会員は、香川県で登録している建築士事務所の開設者又は、管理建築士です。他に賛助会員があります。
- 事 業 本会は次の事業を行なう。
- 1 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務
 - 2 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
 - 3 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
 - 4 建築設計、工事監理等の建築士事務所業務の進歩改善に関する調査・研究・広報業務
 - 5 建築技術の向上に関する講演会、講習会、研究会、見学会等の開催事業
 - 6 建築物等の災害防止及び環境保全に関する調査・研究業務
 - 7 建築物の耐震診断及び耐震補強設計の耐震性能を評定する業務
 - 8 官公庁、建築関係団体との連絡協調業務
 - 9 会員相互の親睦互助及び福利厚生に関する事業
 - 10 その他本会の目的を達成するために必要な事業

入会の手続

本会へ所定の入会申込書を提出して下さい。理事会に諮り、その承認を得て入会手続を事務局で行ないます。詳しいことは、事務局へお問い合わせ下さい。

賛助入会金 賛助会員の会費は次のとおりです。
及び会費 賛助会員 入会金 無料 会費年額 50,000円

一般社団法人 香川県建築士事務所協会賛助会員入会申込書

会社名

代表者名

所在地

〒

TEL
URL

FAX

香川県内連絡先
名 称

代表者名

担当者氏名

担当者携帯番号

※（開示しても良い方のみ記入下さい）

所在地

〒

TEL
URL

FAX

営業種目又は
取扱商品名

（30字以内）

備考

上記のとおり入会申し込みいたします。

令和 年 月 日

会社名
代表者氏名

印

担当者氏名

印

紹介者名

印